３　早期再就職支援等助成金

(2)　雇入れ支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第１項第２号及び第３号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第102条の４及び第102条の５の規定に基づく早期再就職支援等助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、「第１　共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100　趣旨
　0101　趣旨

0200　定義
　0201　計画対象被保険者
　0202　支援書対象被保険者
　0203　特定受給資格者
　0204　特例対象者
　0205　特例事業主
　0206　ＲＥＶＩＣ
　0207　中小企業活性化協議会
　0208　東日本大震災事業者再生支援機構
　0209　産業復興機構
　0210　事業再生ＡＤＲ制度
　0211　特定調停
　0212　ローカルベンチマーク
　0213　申請事業主
　0214　毎月決まって支払われる賃金

0300　支給要件
　0301　支給対象者
　0302　支給対象措置
　0303　支給対象事業主

0400　支給額
　0401　支給額
　0402　支給限度額等

0500　支給申請
　0501　支給申請の期限
　0502　支給申請書等
　0503　支給申請書の受理

0600　支給要件の確認
　0601　支給対象者に該当することの確認
　0602 支給対象措置に該当することの確認
　0603　支給対象事業主に該当することの確認
　0604　賃金台帳の確認

0700　支給決定
　0701　支給決定通知
　0702　支給決定取消通知
　0703　支給決定台帳への記入及び書類の保管

0800　委任
　0801　公共職業安定所長への業務の委任

0900　附則
　0901　施行期日
　0902　経過措置

（R7.4.1改正）

0100　趣旨

0101　趣旨

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）（以下「雇入れ支援コース」という。）は、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職による労働移動を実現するために、公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 24 条第１項又は第 25 条第１項の規定により作成される再就職援助計画をいう。以下同じ。）の対象となった労働者若しくは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 17 条第１項に基づいて事業主から求職活動支援書の交付を受けた労働者又は雇用保険法第 23 条第２項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）の早期再就職を促進させるため、当該労働者を早期に雇い入れた事業主に対して助成を行うものである。

0200　定義

0201　計画対象被保険者

本要領における「計画対象被保険者」とは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であって、事業主が作成し認定を受けた再就職援助計画の対象となった一般被保険者等（雇用保険法第 60 条の２第１項第１号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第 37 条の２第１項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）をいう。

なお、再就職援助計画の対象者は次の者である（平成 13 年 9 月 12 日付け職発第 537 号「雇用対策法に基づく再就職援助計画及び大量雇用変動の届出等に関する取組みについて」別添「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」（以下「再就職援助計画等業務取扱要領」という。）Ⅱ第２の１（４）～（６）参照）。

①　常時雇用する労働者であること

臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等（当該事業主に継続して６か月以上雇用されている者又は継続して６か月以上雇用されることが予定されているものを除く。）、１週の所定労働時間が 20 時間未満の者、船員、国家公務員、地方公務員はこれに該当しない。

②　事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者であること

イ　形式上自己都合による離職者とされているものであっても、当該事業規模の縮小等が実施されることに起因する事情により離職を余儀なくされるものと認められるときは、これに該当するものとして取り扱うこととして差し支えない。

ロ　期間を定めて雇用される者であって常時雇用する労働者に該当する者が、事業規模の縮小等に伴い、契約期間の満了前に解雇等の対象となる場合は当然にこれに該当する。

ハ　期間満了による雇止めについては、以下の場合にこれに該当する。

(ｲ)　期間の定めのある労働契約の更新により３年以上引き続き雇用されている労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

（R7.4.1 改正）

(ﾛ)　労働契約により更新又は延長されることが明示されている期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

(ﾊ)　労働契約により更新又は延長される場合があることが明示されているが更新又は延長の確約がない期間の定めのある常時雇用する労働者が、事業規模の縮小等に伴い、更新を希望したにもかかわらず当該労働契約が更新されないこととなった場合

0202　支援書対象被保険者

本要領における「支援書対象被保険者」とは、解雇等により離職することとなっている高年齢者等であって、高齢法第 17 条第１項に基づき事業主から求職活動支援書の交付を受けた雇用保険の一般被保険者をいう。

0203　特定受給資格者

本要領における「特定受給資格者」とは、雇用保険法第 23 条第２項に規定する者をいい、雇用保険受給資格者証の 12「離職理由」欄に 11、12、21、22、31 又は 32 が記載されている者をいう。

0204　特例対象者

本要領における「特例対象者」とは、0301 イに該当する支給対象者のうち、その雇用されていた事業所、所属部門、企業のいずれかの組織が次のイ～ホのいずれかに該当する者をいう。

イ　0206 のＲＥＶＩＣ、0207 の中小企業活性化協議会、0208 の東日本大震災事業者再生支援機構、0209 の産業復興機構、0210 の事業再生ＡＤＲ制度のいずれかから、事業再生・再構築・転廃業の支援を受けていること。

ロ　事業再生・再構築・転廃業を行うことについて 0211 の特定調停（裁判所手続）が行われていること。

ハ　0212 のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「Ｃ」評価以下であること。

ニ　営業利益及び減価償却費の合計（EBITDA（※））が、直近の事業年度でマイナスであること。

ホ　直近の事業年度の売上高が、その３年度前と比較して 20%以上減少していること。

（※）EBITDA（イービッダー）とは、企業本業の収益性を見るための指標。「Earnings before interest, taxes, depreciation and amortization」の略であり、金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を引く前の利益をいい、営業利益及び減価償却費の合計によって算出される。

0205　特例事業主

本要領における「特例事業主」とは、0303 に該当する支給対象事業主であって 0213 の申請事業主に該当するもののうち、次のイ、ロのいずれかに該当する事業所の事業主をいう。

イ　支給申請を行う年度の直近の会計年度の売上高が、当該会計年度から３年度前の売上高と比較して５%以上伸びていること。

ロ　0212 のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「Ｂ」以上であること。

0206　ＲＥＶＩＣ

本要領における「ＲＥＶＩＣ」とは、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設立された株式会社地域経済活性化支援機構をいう。同機構は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他事業者であって、債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対して、再生支援等を通じた事業再生の支援等を行う官民ファンドである。

0207　中小企業活性化協議会

本要領における「中小企業活性化協議会」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、中小企業に対する再生支援業務を行う者として経済産業大臣の認定を受けた商工会議所等の認定支援機関（地域の金融機関、信用保証協会、都道府県中小企業支援センター、自治体等から構成される協議体をいう。同協議会は、事業再生に関する知識と経験とを有する専門家（金融機関出身者、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等）を常駐させて、中小企業者に対する相談、助言や支援施策・支援機関の紹介、再生計画の策定支援等を行う。

0208　東日本大震災事業者再生支援機構

本要領における「東日本大震災事業者再生支援機構」とは株式会社東日本大震災再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）に基づき設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構をいう。同機構は、東日本大震災による被害によって、過大な債務を負っており、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。

0209　産業復興機構

本要領における「産業復興機構」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 140 条第１号に規定する特定投資事業有限責任組合であって、東日本大震災の被災県ごとに県、地域金融機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立され、経済産業大臣の認定を受けた機関をいう。

同機構は、東日本大震災による被害によって経営に支障が生じ、収益力に比して過大な債務を負っているものの、同機構が債権を金融機関から買取ることで関係金融機関からの新規融資が見込まれ、被災地域に設置された認定支援機関である「産業復興相談センター（再生支援協議会）」において再生可能性があると判断された事業者に対する再生支援を目的とする。

0210　事業再生ＡＤＲ制度

本要領における「事業再生ＡＤＲ制度」とは、過大な債務を負った事業者が、経済産業大臣の認定を受けた「特定認証紛争解決事業者」の関与により、法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら、自主的な整理手続きによって事業再生を図る制度をいう。

なお「特定認証紛争解決事業者」とは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）に基づき法務大臣から認証を受けた民間の事業者（認証紛争解決事業者）のうち、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）により、事業再生に関する紛争を取り扱う事業者としての要件を満たし、経済産業大臣の認定を受けた事業者をいう。

0211　特定調停

本要領における「特定調停」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づき、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者の経済的

再生を図るために、債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的として行われる裁判所の民事調停手続きをいう。

0212　ローカルベンチマーク

本要領における「ローカルベンチマーク」とは、経済産業省がインターネット上で提供する企業の経営状態の把握をするためのツールをいう。

0213　申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、雇入れ支援コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所の事業主をいう。

0214　毎月決まって支払われる賃金

イ　本要領における「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）

諸手当に含むか否かについては以下による。

(ｲ) 諸手当に含むもの。

a　労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ﾛ) 諸手当に含まないもの。

a　月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精勤手当、報奨金等）

b　労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ﾊ) 上記(ｲ)、(ﾛ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断するものとする。

ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(ｲ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ﾛ)に挙げた手当であっても。例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a　扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。

b　通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。

c　住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。

ロ　試用期間中の毎月決まって支払われる賃金が、試用期間後の賃金よりも低く設定されている場合、試用期間終了後に初めて到来する試用期間後の労働条件による賃金支払い日の毎月決まって支払われる賃金を対象とすることができる。

ハ　対象者の賃金が時給や日給、出来高払い等でありその月ごとに賃金が変動する場合には、原則として、実際に支払われた賃金を比較すること。

ただし、雇入れ後に初めて到来する賃金支払日の労働日数が著しく少ない等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較すること。

(ｲ) 労働日に通常支払われる賃金の額

該当月における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、対象者の１日所定労働時間（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額をいう。

ただし、時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、該当月において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第５項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 21 条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び１か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次により算定した額に、１日の「所定労働時間数」（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額を、「労働日に通常支払われる賃金の額」とする。

a 時間によって定められた賃金

その金額

b 日によって定められた賃金

その金額を１日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、１週間における１日平均労働時間数）で除して得た金額

c 週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、４週間における１週平均所定労働時間数）で除して得た金額

d 月によって定められた賃金（休日手当その他ａからｃ及びｅからｇまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。）

その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、１年間における１月平均所定労働時間数）で除して得た金額

e 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

前各号に準じて算定した金額

f 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

g 前各号の賃金の２以上からなる賃金

その部分について前各号によってそれぞれ算定した金額の合計額

(ﾛ) 所定労働日数

該当月における雇用契約書や就業規則上で定められた所定労働日数をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象者

雇入れ支援コースの支給対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次のイ・ロ又はハ・ニのいずれも満たす労働者とする。

イ　申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったこと（当該離職以後、申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがないこと。）。

ロ　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

ハ　特定受給資格者（申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがないこと。）であったこと。

ニ　特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所への復帰の見込みがないこと。

0302　支給対象措置

雇入れ支援コースは、次のイ～ニのいずれにも該当する措置をとった、0304 を満たす申請事業主に対して支給するものとする。

イ　0301 に該当する支給対象者を、計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業所から離職した日又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所を離職した日の翌日から起算して３か月以内に、期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れること。

なお、期間の定めのある労働契約で雇い入れた場合、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に切り換えた場合及び紹介予定派遣後に雇い入れた場合は上記に該当しない。

ロ　0301 に該当する支給対象者を一般被保険者等として雇い入れること。

ハ　イ及びロにより雇い入れた支給対象者を、雇入れ日から起算して６か月経過した日（以下「支給基準日」という。）を超えて引き続き雇用していること。

ただし、支給基準日経過後、支給決定時までの間に、事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）により事業主が支給対象者を雇用しなくなった場合は支給対象とならない。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「３」と判断されるものである（以下 0303 ニ、0602 ハ並びに 0603 ニにおいて同じ。）。

ニ　支給対象者が計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業所又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日（0214 ロに該当する場合は、試用期間終了後最初に到来する賃金支払日。以下同じ。）以降６か月間の全ての賃金支払日に支払われた毎月決まって支払われる賃金とを比較してそれぞれ５％以上上昇させていること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合及び合理的な理由なく賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合は賃金を上昇させているものとして認められない。

0303　支給対象事業主

雇入れ支援コースの支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、「第１共通要領」0300 を満たすことのほか、次のイ～ヘのいずれにも該当する申請事業主とする。

イ　支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前１年間において、直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係が、次の(ｲ)～(ﾊ)のいずれにも該当しないこと。

(ｲ)　両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。）。

(ﾛ)　取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ﾊ)　その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

ロ　支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象とする。）。

ハ　再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は雇入れ日から起算して１年前の日から当該再就職の日までの間において当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主（0303 イ(ｲ)～(ﾊ)に示す関係と同じ）でないこと。

ニ　支給対象者の雇入れ日の前日から起算して６か月前の日から１年を経過した日までの間（以下「早期雇入れ支援基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第 38 条第１項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第 43 条第１項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。以下同じ。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

ホ　早期雇入れ支援基準期間に、特定受給資格者となる離職理由のうち離職区分１Ａ又は３Ａとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、支給対象者の雇入れ日における雇用保険被保険者数に対して６％を超える事業主でないこと。

なお、早期雇入れ支援基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、３人以下である場合にはこの限りでない。

ヘ　事業所において、次の(ｲ)～(ﾊ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和 22 年法律第 100 号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。

(ｲ)　支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第 67 条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類

(ﾛ)　支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第 58 条の２に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」という。）

(ﾊ)　離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

（R7.4.1 改正）

0400　支給額

0401　支給額

イ　通常助成

申請事業主が、支給対象者を雇い入れた場合に支給する雇入れ支援の支給額は、１人につき 30 万円とする。

ロ　優遇助成

申請事業主のうち 0205 の「特例事業主」に該当するものが、支給対象者のうち 0204 の「特例対象者」に該当する者を雇い入れた場合に支給する雇入れ支援の支給額は、１人につき 40 万円とする。

ただし、支給対象者が雇い入れた日から支給基準日までの間において行った労働に対する賃金（臨時に支払われる賃金及び３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額がイ又はロの額に満たない場合は、当該賃金の額を支給する。

0402　支給限度額等

雇入れ支援コースの支給額については、イを上限とする。

イ　同一の雇用保険適用事業所につき一の年度（支給申請年月日を基準として、同年度４月１日から翌年３月 31 日までをいう。以下同じ。）に支給対象者（0204 の特例対象者である者を含む。）500 人分を上限とする。

0500　支給申請

0501　支給申請の期限

雇入れ支援コースの支給を受けようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0502 で定めた書類を次の期限までに管轄労働局長に提出しなければならない。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

助成内容	支給申請
早期雇入れ支援 （0401）	支給基準日の翌日から起算して２か月以内

0502　支給申請書等

雇入れ支援コースの支給申請に必要な書類は以下のとおりである。

ただし、支給申請時点において、支給対象者の雇入れから最初に到来する賃金支払日以降６か月間の賃金のうち、賃金支払日が到達していない賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳等又はその写し並びに対象労働者雇用状況等申立書早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）（様式第１号）（以下「雇用状況等申立書（様式第１号）」という。）を、支給申請時に提出して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳等又はその写し並びに雇用状況等申立書（様式第１号）は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが完了した後、速やかに提出することができることとする。

イ　0401イの通常助成を受けようとする場合

(ｲ)　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給申請書（様式第２号）。以下「雇入れ支援コース支給申請書（様式第２号）」という。）

(ﾛ)　0301の支給対象者ごとの次の書類

a　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の場合

(a)　再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）

計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業所において離職前に最後に支払われた毎月決まって支払われる賃金が記載されているものであること。（再就職援助計画等業務取扱要領Ⅱ第７の３～４参照）。なお、離職前に最後に支払われた毎月決まって支払われる賃金が記載されていない場合は、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に加えて、離職前に支払われた毎月決まって支払われる賃金を証明する書類として、次の(b)の書類も可とする。

(b)　給与明細等

離職前６か月のうち連続する２か月間の給与明細等であること。

b　特定受給資格者の場合

(a)　再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）

a(a)に同じ。なお、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）の書類の提出が困難な場合は、次の(b)及び(c)の書類も可とする。

(b)　給与明細等

離職前６か月間のうち連続する２か月間の給与明細等であること。なお、給与明細等の書類の提出が困難な場合は、次の(c)の書類のみの提出も可とする。

(c)　雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第17条の２に規定するもの。以下同じ。）の写し

特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業所における雇用保険受給資格者証であること。なお、雇用保険受給資格者証の写しのみを提出する場合には、離職時賃金日額が記載されたものであること。

(ﾊ)　0301の支給対象者にかかる次の書類

a　雇入れから最初に到来する賃金支払日以降６か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金が確認できる書類

支給対象者の雇入れ後、最初の賃金支払日から起算して６か月経過する日の属する月の各月の賃金支払日に支払われる賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し

b　雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇用されていることがわかる書類

c　雇用状況等申立書（様式第１号）

d　雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し

(ﾆ)　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）（電子申請の場合を除く。）

(ﾎ)　早期再就職支援等助成金_雇入れ支援コース_対象労働者一覧_支給申請（電子申請の場合に限る。）

（R7.4.1改正）

(ﾍ)　その他管轄労働局長が必要と認める書類

ロ　0401 ロの優遇助成を受けようとする場合

(ｲ)　イ(ｲ)～(ﾆ)で定められた書類

ただし、(ﾛ)a(a)「再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）」については、「特例対象者」と記載されたものであること。

(ﾛ)　0205 の特例事業主であることを確認するための書類

a 0205 イに該当する場合

申請事業主の事業所における売上高について、支給申請日の属する年度の直近の会計年度と当該会計年度から３年度前の間で比較することのできる書類（写）

b 0205 ロに該当する場合

ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写）及びローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）

0503　支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請に必要な書類が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、0600 の各事項に留意して、これを審査するものとする。

イ　支給申請期間内に提出されていること。

ロ　所要の事項が記載されていること。

ハ　所要の添付書類が添付されていること。

0600　支給要件の確認

0601　支給対象者に該当することの確認

労働者が支給対象者に該当することについて、申請時において、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったことの確認（0301 イ関係）

労働者が申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であったことについて、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ロ　0203 の「特定受給資格者」に該当していることの確認（0301 ハ関係）

労働者が特定受給資格者であったことについて、対象労働者雇用状況申立書（様式第１号）の対象者の区分ハ又はニいずれかに丸が付いていること並びに雇用保険受給資格者証の写し及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ハ　計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所又は特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所への復帰の見込みがないことの確認（0301 ロ・ニ関係）

労働者が当該事業主の事業所への復帰の見込みがないことについて、雇用状況等申立書（様式第１号）の本人記載欄により確認する。

ニ　0204 の「特例対象者」に該当していることの確認（0204、0401 ロ関係）

労働者が 0204 の「特例対象者」に該当していることについて、労働者ごとに、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に「特例対象者」と記載されていることの確認を行う。

（注）

・　再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に「特例対象者」と記載する手続は、労働者を計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用していた事業所を管轄する安定所が行うものである。（再就職援助計画等業務取扱要領Ｉ第７の１及び３並びに「早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）支給要領」0502 を参照）。

・　具体的には、

①　当該事業所の事業主が当該安定所に対して再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出する際に、当該安定所は当該事業主に対して 0204 イ～ホのいずれかに該当しているかを確認する。

②　該当している場合には、当該事業主に対して次の資料の提出を求めその事実を確認する。

a 0204 イに該当する場合

(a)　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）の支援決定により「再生支援決定通知」（写）又は「特定支援決定通知」（写）

(b)　中小企業活性化協議会より交付された再生支援対象企業である旨が確認できる文書（金融機関等債権者に通知した「金融支援のお願い」「計画成立のご案内」等）（写）

(c)　東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定により交付された「支援決定通知」

(d)　産業復興機構による債権の買取りに係る「金銭消費貸借条件変更契約書（東日本大震災復興用）」

(e)　事業再生ＡＤＲ制度の支援により交付された「特定認証紛争解決（事業再生 ADR）手続終了の通知書」

b 0204 ロに該当する場合

特定調停を裁判所に申し立てた際に通知される「特定調停事件受理票」（写）

c 0204 ハに該当する場合

再就職援助計画を提出した直近の事業年度のローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（入力シート）及び損益計算書

d 0204 ニに該当する場合

再就職援助計画を提出した直近の事業年度の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

e 0204 ホに該当する場合

再就職援助計画を提出した直近の事業年度及び３年度前の損益計算書

③　当該安定所が、当該事業主に対して返戻する再就職援助計画対象労働者証明書又は求職活動支援書に、「特例対象者」である旨を記載又はスタンプ押印をする。

（R7.4.1 改正）

④　この「特例対象者」である旨が記載又はスタンプ押印をされた再就職援助計画対象労働者証明書又は求職活動支援書は、当該事業主経由で特例対象者本人（以下「本人」という。）に手交される。

⑤　本人はそれを申請事業主に雇い入れられた場合に申請事業主に提出する。

⑥　申請事業主はそれを雇入れ支援コースの支給申請において提出する。

・　なお、当該事業所が 0204 イ～ホのいずれかに該当している事実については、当該事業所の了承がない限り、申請事業主をはじめ第三者に対して漏らしてはならない。このため、その事実は、本人が申請事業主に対して提出する再就職援助計画対象労働者証明書又は求職活動支援書によって把握することを原則とし、その事実を了知している当該事業所を管轄する安定所から情報を得ること自体は差し支えないが、それを当該事業主の了解なしに申請事業主に提供することは適切でない。

0602　支給対象措置に該当することの確認

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出又は提示を求め、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去の雇用実績等から判断して支給対象者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ　離職日の翌日から起算して３か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れることの確認（0302 イ関係）

支給対象者を、離職日の翌日から起算して３か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れたことについて、雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等により確認する。

ロ　一般被保険者等として雇い入れたことの確認（0302 ロ関係）

雇用保険被保険者台帳等により確認する。

ハ　支給対象事業主に雇用されていることの確認（0302 ハ関係）

支給対象者が、雇入れ日から支給決定時までの間、継続して雇用されていることをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

支給対象者が支給決定時までに離職している場合、それが事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）でないことをハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。

ニ　賃金を上昇させていることの確認（0302 ニ関係）

(ｲ)　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の場合

支給対象者が計画対象被保険者又は支援書対象被保険者として雇用されていた事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日以降６か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金とを比較して５％以上上昇させていることについて、雇用状況等申立書(様式第１号)の（４）欄、賃金台帳又はその写し、並びに再就職援助計画対象労働者証明書（写）若しくは求職活動支援書（写）又は離職前６か月のうち連続する２か月間の給与明細等により確認する。

また、0302ニのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書(様式第１号)及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。

(ﾛ) 特定受給資格者の場合

特定受給資格者として受給資格の決定に至ることとなる離職前の事業主の事業所において、離職前に最後に支払われていた毎月決まって支払われる賃金と、雇入れから最初に到来する賃金支払日以降６か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金とを比較して５％以上上昇させていることについて、提出された書類に応じて、再就職援助計画対象労働者証明書（写）若しくは求職活動支援書（写）又は離職前６か月のうち連続する２か月間の給与明細等若しくは雇用保険受給資格者証の離職前賃金日額に 30 を乗じて得た額のいずれかで確認すること。

また、0302ニのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書(様式第１号)及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。

0603 支給対象事業主に該当することの確認

申請事業主が、0303 の支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係の確認（0303 イ関係）

支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前１年間において、申請事業主と直前に支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないことについて、雇用状況等申立書（様式第１号）の（２）欄により確認する。

ロ 雇入れ以降、支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0303 ロ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

また、支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう申請事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ハ 直前に支給対象者を雇用していた事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者との関係の確認（0303 ハ関係）

申請事業主が、直前に支給対象者を雇用していた事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は雇入れの日から起算して１年前の日から当該雇入れ日までの間において当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主でないことについて、雇用状況等申立書（様式第１号）の（３）欄により確認する。

ニ 労働者を解雇等していないことの確認（0303 ニ関係）

支給対象者の早期雇入れ支援基準期間に、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇等しなかったことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ホ　特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認（0303 ホ関係）

支給対象者の早期雇入れ支援基準期間において、被保険者を、当該雇入れ日における被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）数の６％に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が３人以下である場合を除く。）事業主に該当しないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が１Ａ又は３Ａであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ヘ　支給対象者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認（0303 へ関係）

支給申請書を受理する際に行い、申請事業主に対して必要な指導を行う。

ト　支給対象事業主が 0205 の「特例事業主」に該当していることの確認（0205、0401 ロ関係）

雇入れ支援コース支給申請書（様式第２号）及び添付資料により、次の a、b のいずれかに該当することを確認する。

a　支給申請を行う年度の直近の会計年度の売上高が、当該会計年度から３年度前の売上高と比較して５％以上伸びていること。

b　0212 のローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「Ｂ」以上であること。

ローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書等）により「入力シート」の財務分析用入力情報の内容を確認すること。

チ　同一の雇用保険適用事業所に対する支給限度額の確認（0402 関係）

同一の雇用保険適用事業所につき一の年度の支給対象者が 500 人を超えないことについては、雇入れ支援コース支給申請書（様式第２号）の６欄及び早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給台帳（様式第５号）（以下「支給台帳（様式第５号）」という。）により確認する。

0604　賃金台帳の確認

申請事業主が支給対象者に雇い入れた日から支給基準日までの間に支払った賃金が 0401 イ又はロのそれぞれの支給対象者に係る支給申請額を下回っていないことを賃金台帳にて確認する。ただし、支払った賃金が支給申請金額を上回ることが明らかな場合については、確認行為は要しないこと。

0700　支給決定

0701　支給決定通知

管轄労働局長は、「第１　共通要領」0600 により支給・不支給を決定したときは、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給（不支給）決定通知書（様式第３号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により申請事業主に通知すること。

0702　支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第１　共通要領」0801 により支給の取消しを行ったときは、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給決定取消及び返還通知書（様式４号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）により支給決定を行った事業主に通知すること。

0703　支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第５号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

0800　委任

0801　公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0500、0600 及び 0700 に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

0900　附則

0901　施行期日

イ　本要領は、平成 26 年３月１日から施行する。

ロ　平成 26 年３月 31 日付け職発 0331 第 13 号、能発 0331 第５号、雇児発 0331 第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

ハ　平成 26 年５月 15 日付け職発 0515 第１号「「雇用関係助成金支給要領（労働移動支援助成金）」の一部改正について」による改正は、平成 26 年５月 15 日から施行する。

ニ　平成 27 年３月 31 日付け職発 0331 第２号、能発 0331 第 12 号、雇児発 0331 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年４月１日から施行する。

ホ　平成 27 年４月 10 日付け職発 0410 第２号、能発 0410 第２号、雇児発 0410 第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年４月 10 日から施行する。

ヘ　平成 28 年４月１日付け職発 0401 第 40 号、能発 0401 第 10 号、雇児発 0401 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年４月１日から施行する。

ト　平成 28 年７月 29 日付け職発 0729 第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年８月１日から施行する。

チ　平成 28 年 10 月 19 日付け職発 1019 第１号、能発 1019 第１号、雇児発 1019 第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

リ　平成 28 年 12 月 27 日付け職発 1227 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年１月１日から施行する。

（R7.4.1 改正）

ヌ　平成 29 年１月 27 日付け職発 0127 第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年２月１日から施行する。

ル　平成 29 年３月 31 日付け職発 0331 第７号、能発 0331 第２号、雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

ヲ　平成 30 年３月 31 日付け職発 0331 第２号、雇均発 0331 第３号、開発 0331 第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

ワ　平成 31 年３月 29 日付け職発 0329 第２号、雇均発 0329 第６号、開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 31 年４月１日から施行する。

カ　令和元年９月 27 日付け職発 0927 第１号、雇均発 0927 第１号、開発 0927 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年 10 月１日から施行する。

ヨ　令和２年３月 31 日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第６号、開発 0331 第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和２年４月１日から施行する。

タ　令和２年 12 月 25 日付け職発 1225 第４号、雇均発 1225 第１号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和２年 12 月 25 日から施行する。

なお、当分の間、令和２年 12 月 25 日付け職発 1225 第４号、雇均発 1225 第１号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第２　助成金別要領　２(2) 早期雇入れ支援コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

レ　令和３年３月 31 日付け職発 0331 第 25 号・雇均発 0331 第５号・開発 0331 第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年４月１日から施行する。

ソ　令和４年３月 31 日付け職発 0331 第 55 号、雇均発 0331 第 12 号、開発 0331 第 44 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和４年４月１日から施行する。

ツ　令和４年 12 月２日付け職発 1202 第１号、雇均発 1202 第１号、開発 1202 第５号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和４年 12 月２日から施行する。

ネ　令和５年３月 31 日付け職発 0331 第 14 号、雇均発 0331 第２号、開発 0331 第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和５年４月１日から施行する。

ナ　令和５年６月 23 日付け職発 0623 第１号、雇均発 0623 第１号、開発 0623 第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和５年６月 26 日から施行する。

ラ　令和６年３月 29 日付け職発 0329 第８号、雇均発 0329 第７号、開発 0329 第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和６年４月１日から施行する。

ム　令和７年３月 31 日付け職発 0331 第４号、雇均発 0331 第８号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和７年４月１日から施行する。

0902　経過措置

イ　平成 26 年４月１日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。

ロ　平成 26 年５月 15 日付け職発 0515 第１号「「雇用関係助成金支給要領（労働移動支援助成金）」の一部改正について」による様式改正前に提出された様式については、なお従前の例による。

ハ　平成 27 年４月 10 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。

ニ　平成 28 年４月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。

ホ　平成 28 年４月１日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。

ヘ　平成 28 年８月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。また、平成 28 年８月１日以降に次のいずれかに該当する者の雇入れを行った事業主に対する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。

(ｲ)　平成 28 年８月１日より前に認定を受けた再就職援助計画の対象となる者

(ﾛ)　平成 28 年８月１日より前に作成された求職活動支援書の対象となる者

ト　平成 28 年 10 月 19 日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援奨励金）の支給については、なお従前の例による。

チ　平成 28 年 10 月 19 日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）の支給については、なお従前の例による。

リ　平成 29 年１月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。

ヌ　平成 29 年１月１日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。

ル　平成 29 年２月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。

ヲ　平成 29 年２月１日より前に提出された職業訓練計画に係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））の支給については、なお従前の例による。

ワ　平成 29 年４月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））の支給については、なお従前の例による。

カ　0303 の規定は、平成 30 年４月１日より前の雇入れを行った事業主が、平成 30 年４月１日以降に 0305 に定める職業訓練計画を提出した場合についても適用する。

ヨ　平成 31 年４月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

タ　令和元年 10 月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

レ　令和２年４月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ソ　令和３年４月１日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ツ　令和４年 12 月２日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ネ　令和５年４月１日より前の雇入れに係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。ただし、0213 ハ、0302 ニ、0702 ハ及び 0803 ニの適用についてはこの限りではない。

ナ　令和５年６月 26 日より前に提出された再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ラ　令和６年４月１日より前に提出された離職日が令和６年３月 31 日までの再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ム　離職日が令和７年３月 31 日までの再就職援助計画若しくは求職活動支援基本計画書又は特定受給資格者に係る早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

ウ　令和７年４月１日より前に提出された職業訓練計画に係る早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

様式第１号　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）対象労働者雇用状況申立書

様式第２号　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給申請書

様式第３号　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給（不支給）決定通知書

様式第４号　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給決定取消及び返還通知書

様式第５号　早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）支給台帳

（R7.4.1 改正）